

19章 近代のアジアⅡ

問題

【1】

解答

問1 ① 南京 ② 1860 ③ 公行 ④ 景徳鎮 ⑤ 道光

問2 A ナポレオン3世 B 冊書 C 一条鞭法 D 欽差大臣 E 合衆国

解説

アヘン戦争について、とくにその勃発に至るまでのイギリス側と中国側の背景が詳しく述べられており、復習には最適である。

問1 ①・② 基本的問題。南京条約（1842）、北京条約（1860）、北京議定書（辛丑和約：1901）について、それぞれ重要項目をチェックしておくこと。

③ 「外国貿易を扱う特許商人の組合」から公行が正解。これも頻出事項である。外国貿易のための唯一の官許ギルドである公行は広州に設置され、13の組合があったことから広東十三行とも呼ばれた。

④ 陶磁器生産のための国営工場は、宋・明・清代に各地に建設されたが、ここでは最もポピュラーな景德鎮と答えておくのがよいだろう。景德鎮は江西省に在し、唐代からその名は知られていたが、宋代から発展し、明・清時代には最盛期を迎えた。宋代には青白磁が主に作られ、元代には染付（青花）が流行し、明・清代には赤絵が発展し、対外輸出品も多く生産されたことから、現在でも世界各地に多くの名品が残っている。なお、景德鎮は現在でも陶磁器の町として、陶磁器の生産を続けている。

⑤ アヘン戦争が起こった時の皇帝は道光帝（位1820～50）であった。彼が没した翌年に、太平天国が起こる。

問2 A 第2次アヘン戦争、すなわちアロー戦争は1856年から60年にかけての出来事であるが、この時期のフランスの支配者はナポレオン3世（位1852～70）である。ルイ＝ナポレオンはナポレオンの甥に当たり、1848年の二月革命で国民議会議員となった後、大統領選挙に当選して第二共和政下で大統領となった。さらに1851年にはクーデタを起こして事实上の独裁体制を樹立し、1852年には国民投票の支持を背景に皇帝に即位した。彼の皇帝即位により、フランスの第二帝政が始まる。その即位名がナポレオン3世で、アロー戦争の時期は皇帝即位後に該当するので、“ナポレオン3世”と答えるのが正しい。ルイ＝ナポレオンでは減点扱いとなろう。ナポレオン3世は国内において決定的な政治基盤を持たなかつた。そのため、国民の不満を外に向けさせる必要が生じ、たびたび侵略戦争を行っている。クリミア戦争（1853～56）、イタリア統一戦争（1859）、インドシナ出兵（1858～67）、メキシコ出兵（1861～67）などがそれである。このようにナポレオン3世については、ヨーロッパ以外のテーマ史で、今回のようにその侵略に関するテーマから出題されるパターンも多いので、十分に注意しておこう。

- B 意表を突く問題。朝貢してくる外国の支配者をその国の国王に任じ、自らの支配下に置くことで、中国を中心に形成した同心円状の国際秩序を冊封体制と呼ぶ。その背景には、中国が世界文明の中心地であり、その周囲には蛮族が住んでおり、中華の威徳にひかれてやってきたものには恩恵を与えるという認識に基づく中華思想（華夷秩序）が存在する。朝貢貿易は中国からの恩恵であるから、その回数や時期などは厳しく制限された。ここで問われているのは「朝貢する外国支配者をその国の国王に任ずる国書」の名称であるが、これは冊書と呼ばれていた。冊封体制から推測できるかどうかが分かれ目となる難問である。一般的には“冊封体制”もしくは“朝貢貿易”が問われると考えてよい。
- C 問題文にある「18世紀はじめの税制の簡素化」とは、1711年の盛世滋生人丁での丁銀（人頭税）の固定化と丁銀の地銀（土地税）への繰り込みを背景に、1713年に実質的に丁銀を廃止して税の簡素化をはかった地丁銀制をさしている。よって康熙帝の時代のこれらの税制改革以前、明の後半から清初にかけて実施されていた税制である一条鞭法を答えればよい。これは土地税と人頭税を代表とする諸税を銀で一括納入する体系であり、設問文中の「それまでの土地税と人頭税を一体化した租税体系」という表現にもぴったり当てはまる。なお、一条鞭法の実施の背景にあるメキシコ銀・日本銀の中国における流通は、しっかりと押さえておくこと。
- D アヘン問題に関する全権を与えられた林則徐が1838年に任命された官名を答えればよい。これもよく問われる事項である。
- E 望厦条約はアメリカが、黄埔条約はフランスが中国と単独で結んだ条約であり、それぞれ混同しやすいので注意しておこう。

【2】

解答

- 問1 1 1392 2 鎮国 3 アロー（第2次アヘン）戦争 4 外務省
 5 大院君 6 江華島 7 自主 8 閔氏 9 金玉均（朴泳孝）
 10 独立
- 問2 李朝が明や清との間に築いていた、朝鮮の王朝に伝統的な中華の王朝に朝貢し冊封を受ける関係。
 (44字)
- 問3 条約により新たに朝鮮に近い清の開港場が増加したことで、貿易が活性化したから。
 (38字)
- 問4 德川幕府は対馬藩を介して朝鮮との国交を回復し、対等な関係を構築した。徳川將軍と朝鮮国王の代替わりごとに通信使の交換が行われ、交流は幕末まで維持された。貿易も対馬藩を介して進められ、釜山に設置された倭館で積極的に交易が行われた。
 (113字)
- 問5 朝鮮は清の属国であり、清の理藩院の許可無く外交関係の締結ができなかったから。
 (38字)
- 問6 朝鮮の開港地において日本にのみ領事裁判権を認めた。

解説

問1 - 4・7は世界史の問題としては異質だが、日本史を学習した人にとっては問1 - 7は基本的な問題だったのではないか。論述問題は、必要な学部の志望者ならばそろそろ本格的に

演習を始めて、数をこなしてきてほしいところ。必要にも関わらずまだほとんど書いたことがない人は、短い字数のもので構わないので今のうちから少しづつ着手していこう。「まだ書けない」と開き直っていては、いつまでも書けないままである。

問1 1 当時高麗は元の滅亡（モンゴル高原で北元を建国）、明の建国という中国情勢に混乱していたが、親明派の武将の李成桂が倭寇の侵入、紅巾の乱の一部の侵略に対する防衛で活躍し、親元派を破り、1392年に漢城（漢陽）を都に朝鮮王朝（李氏朝鮮）建国した。

2 日本が後に開国を求める考えをすれば、鎖国が該当する。海禁も可。

3 1860年の北京条約が結果であるからアロー戦争。

4 日本の明治政府の外交を司る官庁は1869年に設置された外務省。考えすぎないように。

5 国王は高宗（李太王；位1863～1907）であったが、若くして即位したため、実父の大院君（李显応）が1863年以来実権を掌握していた。大院君の政策は鎖国攘夷政策で、合衆国・イギリス・フランス・ロシアによる開国要求を強硬に拒否した。

6 1875年に朝鮮沿岸で演習中の日本軍艦が砲撃を受けたことを口実に、上陸・略奪を行った事件。

7 かぎ括弧つきの空欄であることに注意。条約史料にある「^{くに}自主ノ邦」から解答を導く。

8 大院君と対立、失脚させた高宗の後の閔妃一族による閔氏政権が1873年から実権を掌握していた。開国による経済混乱、米価の高騰を背景に漢城（現在のソウル）で大院君派の軍隊の反乱と民衆運動が起こる。これにより一時閔氏政権は倒れ、日本公使館が襲撃されたが、清軍の支援で閔氏政権が復活した。この一連の騒動が1882年の壬午軍乱で、^{さいもっぽ}済物浦条約で公使館警備のために日本兵の駐屯を認めさせた。

9・10 事大党（保守派）の親清派が閔氏と結んだのに対して、金玉均・朴泳孝らが中心の独立党（開化派）は親日派で、政権奪取を目論んでいた。1884年にベトナム（阮朝大越国）の宗主権をめぐり清仏戦争が勃発すると、清軍が事大党の援助をできないと踏み、漢城で開化派が日本軍を導いてクーデタを起こす。しかしこれは清軍の介入で失敗した。1885年に両国軍の同時撤兵、今後の出兵に関して事前に通告することを定めた天津条約が結ばれた。

同1885年、清は日本以外にフランスとも天津条約を結んでいる。

問2 事大とは「大に事（つか）える」という意味。これをもとに、李朝にとっての「大」とは何か、どのような形態で「事（つか）えたのかに言及しよう。清も含むため「中国」ではなく「中華」の王朝とするのが丁寧。朝貢し冊封を受ける関係、に言及できれば及第点。

問3 ヒントは北京条約。北京条約では11港が新たに開港したが、このうち朝鮮に近いのは牛莊（営口）、登州、天津の三港。南京条約の5港（上海・寧波・福州・廈門・広州）は書けなければならないが、北京条約の11港はその港が開港された場所だとわかれればよい。本問では、上記の開港場を具体的に書ける必要はないが、地図で一度確認しておくとよい。

問4 東京外大の論述問題対策にもなるような問題。設問中にも「外交、貿易面から」とあるように、このような問題は必ず、外交・貿易それぞれについて、内容をはっきりと対応させた解答作成が必要である。日本と朝鮮王朝（李氏朝鮮）との関係は、豊臣秀吉の朝鮮侵略（1592年の壬辰の倭乱〈文禄の役〉・1597～98年の丁酉の倭乱〈慶長の役〉）で絶縁状態に陥ったが、徳川幕府は対馬の宗氏を介して1607年に国交を回復し、その後日本には將軍の代替

わりごとに通信使の使節が12回派遣された。しかし、貿易は厳しく制限され、開港地は釜山1港に限られた。この地に倭館が設けられ、対馬藩が対朝貿易の窓口となって貿易は進められた。

問5 今回の大問の中では最も書きやすい論述。部分点に収まることなく、理藩院まで書いて満点を取っておきたい。

問6 1876年の日朝修好条規（江華島条約）の内容は朝鮮の自主性容認（清の宗主権を否認）、釜山を含む3港の開港（2港は後に元山・仁川と決定）、領事裁判権を日本に認めることなどを盛り込んだ不平等条約である。また1882～86年には合衆国・イギリス・ドイツ・イタリア・ロシア・フランスに対しても開国した。